五　前条第二項各号（指定地域試験機関が一般社団法人又は一般財団法人である場合にあつては、同項第三号を除く。）に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。

六　次条において準用する第八条、第九条又は第十一条の規定に違反したとき。

七　次条において準用する第十三条第一項の条件に違反したとき。

第二十条の六　第八条から第十一条まで及び第十三条から第十五条までの規定は指定地域試験機関について、第十七条から第十九条までの規定は地域限定保育士登録証について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条	法	法第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法
第九条	都道府県知事	第二十条の二に規定する認定地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）の長
第十条	試験事務	第二十条の四第一項に規定する地域試験事務（以下この節において「地域試験事務」という。）
第十一条	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	試験事務	地域試験事務
第十三条第一項	第十八条の九第一項	第十八条の三十二第一項若しくは同条第四項において準用する法
第十四条	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	試験事務	地域試験事務
	第十二条第二項	第二十条の五第二項
第十五条	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第十五条第一号	第十八条の九第一項	第十八条の三十二第一項
第十五条第三号	第十二条	第二十条の五
	試験事務	地域試験事務
第十五条第四号	試験事務	地域試験事務
第十七条第一項	保育士は	法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下この節において「地域限定保育士」という。）は
第十七条第二項	保育士登録を	第二十条の二に規定する地域限定保育士登録（以下この節において「地域限定保育士登録」という。）を
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第十八条第一項	保育士は	地域限定保育士は
第十八条第二項	保育士登録を	地域限定保育士登録を
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第十八条第三項	保育士が	地域限定保育士が
第十八条第四項	保育士は	地域限定保育士は
	保育士登録を	地域限定保育士登録を
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第十九条	保育士は	地域限定保育士は
	保育士登録を	地域限定保育士登録を
	ときは	ときは、又は保育士登録証の交付を受けたときは、内閣府令で定めるところにより
	都道府県知事	認定地方公共団体の長

第三節　雑則

第二十一条中「指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士」を「保育士及び法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士」に改める。

第二十二条の六中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする。

第二十二条の九中「次のとおり」を「健康保険法及び第二十二条の六各号に掲げる法律」に改め、各号を削る。

第二十五条の七第一項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改め、同項第三号中「、第十一号」を「及び第十一号」に改め、「及び第二十一号」を削り、同条第二項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。

第二十五条の九中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。

第二十五条の十一第一項第六号を削り、同条第二項第二号中「（第二十一号を除く。）」を削る。

第二十七条の十一第二項第二号中「（第二十一号を除く。）」を削る。

第三十五条中「、第十二号」を「及び第十二号」に改め、「及び第二十一号」を削る。

第三十五条の五第六号中「、第二十一号及び第二十三号」を「及び第二十二号」に改める。

第三十六条の二第三号中「、第十二号」を「及び第十二号」に改め、「及び第二十一号」を削る。

第三十七条中「内閣総理大臣」を「国の行政機関の長」に改める。